

町県民税の給与所得に係る特別徴収について

特別徴収とは

特別徴収とは、給与支払者が毎月給与を支払う際に、納税者が納めなければならない町県民税を6月から翌年の5月まで12回に分けて給与から差し引いて個人に代わって納めていただく制度です。

1 特別徴収する範囲

(1) 給与所得者の住民税は、原則として特別徴収の方法により徴収することになっています。(地方税法第41条、第321条の3)

しかし、給与支払報告書を提出した後、4月1日までの間に転勤・再就職等の事由で異動があったとき、特別徴収継続の異動届出書が提出されませんと、特別徴収の方法により徴収されないときがあります。

(2) 特別徴収により徴収する額は、均等割額と給与所得に対する所得割額の合算額ですが、町長が必要と認めるときは、給与所得以外の所得に対する所得割額も併せて特別徴収することができることになっています。

2 特別徴収義務者の指定

4月1日現在給与の支払をする者のうち、所得税法第183条の規定により所得税を徴収して納付する義務のあるものを地方税法第321条の4第1項及び大磯町町税条例第16条の規定により特別徴収義務者として指定します。したがって、任意に指定取消しの申出や指定拒否はできないことになっています。

3 特別徴収義務者及び納税者への税額の通知

毎年5月31日までに特別徴収義務者に対して、『特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)』と『特別徴収税額の通知書(納税義務者用)』を併せて送付いたします。納税義務者用の通知書はそれぞれの納税義務者に配付してください。

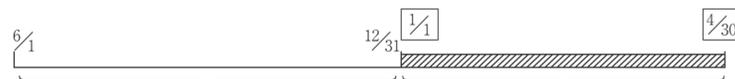


4 納税者が退職その他異動したとき

特別徴収されていた納税者が、退職等により給与の支払を受けなくなった場合の未徴収税額の徴収方法は、異動事由が生じた期日等により、次のようになります。

(1) 退職手当等からの一括徴収

未徴収税額を退職手当等から一括徴収する場合、退職月日により次図のようになります。



できる限り一括徴収を御指導ください。

納税者からの申出の有無にかかわらず一括徴収していただきます。(地方税法第321条の5)

(2) 転勤等による特別徴収の継続

納税者が転勤・退職した後、新たな給与支払者を通じて、引き続き特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があった場合は、特別徴収を継続することができます。

(3) 普通徴収への切替え

前記(1)及び(2)以外の場合には普通徴収の方法により御本人に納付していただくこととなります。(詳しくは、6ページを参照してください。)